

# 【ご契約のしおり・約款】 はじめに

→ この「ご契約のしおり・約款」をご覧ください

この冊子の内容は、次の2つの部分に分かれています。



## ●ご契約のしおり



▶ 10～68ページ

契約内容(約款)のなかでも、ぜひ知っておいていただきたい重要な事項をわかりやすく説明しています。詳細は約款をご覧ください。

## ●約 款



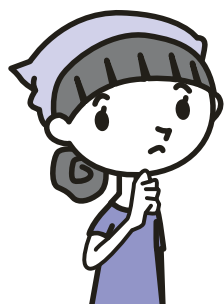
▶ 69～177ページ

「契約の加入から消滅までのとりきめ(契約内容)」を定めたものをいい、保険金を支払う条件などについて記載しています。

この冊子は、このようにお使いいただくと便利です。

本冊子「ご契約のしおり」では、お客さまの契約に関する重要なお知らせを掲載しております。下記の点を参考に、本冊子をお読みください。

### 🔍 目的からページを探したい



引っ越ししたんだけど、どうすればいいの？

目的別もくじ

8～9ページ



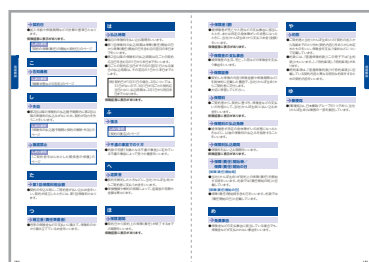
### ? 分からないことばがある



失効？約款？何のことだろう

用語解説

179～181ページ



# にあたって

## 「ご契約のしおり」本文の見かた

(注)この見本はイメージです。実際の表記とは異なる場合があります。

**欄外のマークについて**  
マークには、以下のようなものがあります。

**約款参照**  
普通養老約款〔第15～17条〕、特別養老約款〔第14～16条〕、疾病傷害入院特約〔第20～22条〕

**①しおり13参照**  
〔当社の商品を取り扱う生命保険募集人〕

**②しおり17参照**  
〔契約の保障(責任)の開始〕

**3 健康状態などの告知**

申込みのときには、「健康状態」などについて、正しく告知してください。

**▶ 1 告知**

- 生命保険は多数の人々が保険料を出しあって相互に保障しあう制度です。初めから健康状態の良くない方などが契約すると、保険料負担の公平性が保たれなくなり、ご契約者や被保険者には公平性を保つためのルールとして「告知義務」があります。
- 契約にあたっては、過去の傷病歴(傷病名、治療期間など)、現在の健康状態や身体の障がいの状態などに関して、当社が「質問表(告知書)」で尋ねる事項について、事実をありのままに正しく記入(告知)していただく必要があります。

正しく告知をしないと…

**⚠ ご注意**

- 当社の商品を取り扱う生命保険募集人(郵便局や当社の支店の社員)①には告知受領権がないため、口頭で伝えても当社に告知したことにはなりません。

**▶ 2 告知義務違反による解除**

- 当社に告知する内容は「質問表(告知書)」に記載しています。
- もし、これらについて、故意または重大な過失によって、その事実を告知しなかったり、事実と違うことを告知した場合、責任開始の日②(復活のときは復活日。以下同じ。)を含めて2年以内であれば、当社は「告知義務違反」として基本契約または特約を解除することがあります。
- 責任開始の日を含めて2年を経過していても、保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が2年以内に発生していたときには、基本契約または特約を解除することがあります。この場合、原則として保険金の支払いや保険料の払込免除を行うことはできません。
- 当社は、すでに保険金を支払ったときには、その返還を請求し、すでに保険料の払込免除をしたときには、その払込免除を取り消し、保険料の払込みを請求します。
- 基本契約または特約を解除したときに、返戻金があれば、ご契約者に支払います。

**「目次」のある項目がタイトルになっています。**

**そのページの記載内容を簡単にまとめたものです。**

**特に注意していただきたい事項を説明しています。**

**さらに項目分けしたタイトルです。**

この冊子は、平成27年10月現在の取扱いを説明しております。不明な点がございましたら、その時点での最新の取扱いを案内しますので、「問い合わせ窓口」182ページにお問い合わせください。

# 目次

## ご契約のしおり部分

・目的別もくじ	8ページ
・用語解説	179ページ
・問い合わせ窓口	182ページ

## 契約に際して

<b>1</b> 当社と郵便局との関係	10ページ
<b>2</b> 当社の商品を取り扱う生命保険募集人	11ページ
<b>3</b> 健康状態などの告知	12ページ
<b>4</b> 保険金の加入限度額	14ページ
<b>5</b> 契約の保障(責任)の開始と契約日	15ページ
保障(責任)開始の日を指定する場合の特則	16ページ
<b>6</b> ワーリング・オフ制度	17ページ
<b>7</b> 現在の契約の解約・減額を前提とした、 新たな契約の申込みを検討されているお客さまへ	19ページ
<b>8</b> 当社からの契約内容などの確認	19ページ
<b>9</b> 申込み手続きの際の注意点	20ページ

## 特長としくみ

<b>1</b> 特定養老保険(新一病壮健プラン)	22ページ
---------------------------	-------

## 保険金などの請求

<b>1</b> 保険金の請求方法	24ページ
満期保険金の請求時の便利な取扱い	26ページ
指定代理請求制度	27ページ
<b>2</b> 基本契約の保障内容	
特定養老保険(新一病壮健プラン)	29ページ
<b>3</b> 特約の保障内容	
1.特約の共通事項	31ページ
2.無配当傷害入院特約の保障内容	34ページ
3.災害特約の保障内容	35ページ
<b>4</b> 保険金などを支払いできない場合	36ページ
<b>5</b> 保険金を支払いできる事例と支払いできない事例	42ページ

## 保険料の払込み

<b>1</b> 保険料の払込方法	48ページ
<b>2</b> 保険料の前納払込み	49ページ

保険料の払込み	<b>3</b> 保険料の払込猶予期間と契約の解除・失効	50ページ
	<b>4</b> 契約の復活	52ページ
	<b>5</b> 保険料の払込みが難しい場合	53ページ
契約後の取扱い	<b>1</b> 住所などの変更に伴う各種手続き	54ページ
	<b>参考</b> 当社ホームページで手続き可能な取扱い	54ページ
	<b>2</b> 契約者貸付制度	55ページ
	<b>3</b> 契約者配当金	56ページ
	<b>4</b> 契約の解約と返戻金	57ページ
	<b>5</b> 保障内容の見直しを検討されているお客さまへ	58ページ
	<b>6</b> ご契約者をはじめとした関係者の保護	59ページ
生命保険と税金	<b>1</b> 生命保険料控除	60ページ
	<b>2</b> 保険金の税法上の取扱い	61ページ
個人情報および 制度の案内	<b>1</b> 個人情報の取扱い	62ページ
	<b>2</b> 取引時確認に関するお願い	62ページ
	<b>3</b> 他の生命保険会社などとの 保険契約などに関する情報の共同利用	
	1. 契約内容登録制度／契約内容照会制度	63ページ
	2. 支払査定時照会制度	64ページ
<b>4</b> 生命保険契約者保護機構	66ページ	
身体部位の名称		178ページ

## 約款部分

普通保険約款	○特定養老保険普通保険約款	70ページ
特約条項	○災害特約条項	97ページ
	○無配当傷害入院特約条項	132ページ
特則条項	○口座払込みに関する特則条項	163ページ
	○団体払込みに関する特則条項	165ページ
	○指定代理請求特則条項	171ページ
	○責任開始の日を指定する場合の特則条項	175ページ
	○集金払込みに関する特則条項	176ページ